～大阪府内での土砂災害による犠牲者ゼロ継続のために～

このような方はまずはご相談ください！

引越ししたい

ケース1 ↓

リフォームしたい

ケース2 ↓

土砂災害特別警戒区域内にある
（移転については建築基準法に基づく災害危険区域内の家屋も対象です。）

↓

移転補助について
ご相談ください。

↓

課税所得金額が
507万円未満である。

↓

補強補助について
ご相談ください。

※土砂災害特別警戒区域は以下の大阪府ホームページ
「大阪府内の土砂災害防止法の指定状況」より確認できます。
http://www.pref.osaka.lg.jp/damusabo/dosyahou/sitei.html

大阪府　特別警戒区域　検索

お問い合わせ・ご相談

柏原市役所都市政策課＜申請窓口＞　072-972-1501

大阪府都市整備部河川室河川環境課　06-6941-0351
大阪府八尾土木事務所　072-994-1515

土砂災害の危険はありませんか？

住宅移転・補強を支援します

土砂災害特別警戒区域内の家屋移転・補強に対する補助制度について

うちは対象なの？

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

特別警戒区域内の建物が補助対象です。

対象：土砂災害特別警戒区域内の居室を有する建築物

★土砂災害特別警戒区域が指定される以前に建築された家屋が対象です。

★移転については建築基準法に基づく災害危険区域内の家屋も対象です。

補助を受けるまで

市へ補助申請（※採択要件があります。事前相談が必要です。）

撤去	移転	補強
	ローン契約	設計・工事契約
	建築工事	設計・工事完了
引越し		
既存建物撤去		

※他の地域へ移転の場合も既存家屋の撤去が必要

※設計・工事は各々単年で可

市へ完了報告

補助金受取

土砂災害特別警戒区域内の住宅の移転・補強について支援します。

どんな補助があるの？

移転　～土砂災害の危険からの避難（移転）

住宅の撤去にかかる費用（除却費）

１戸あたり**最大９７．５万円**の補助を受けることができます。

住宅の移転にかかる費用（建物助成費）

危険住宅に代わる住宅の建設に要する費用のうち
ローンに対する利子に相当する額の補助を受けることができます。
最大４２１万円（建物３２５万円、土地９６万円）

補強　～土砂災害の危険から住宅を守る

住宅の補強および土砂災害対策施設の設計・工事にかかる費用

補強擁壁などの土砂災害から住宅を守る施設が対象になります。

設計費用

対象費用（補強設計費用）の２３％
１棟あたり　最大15.４万円
（設計費限度額：67.2万円）

工事費用

対象費用（補強工事費用）の２３％
１棟あたり　最大７７.２万円
（工事費限度額：336万円）